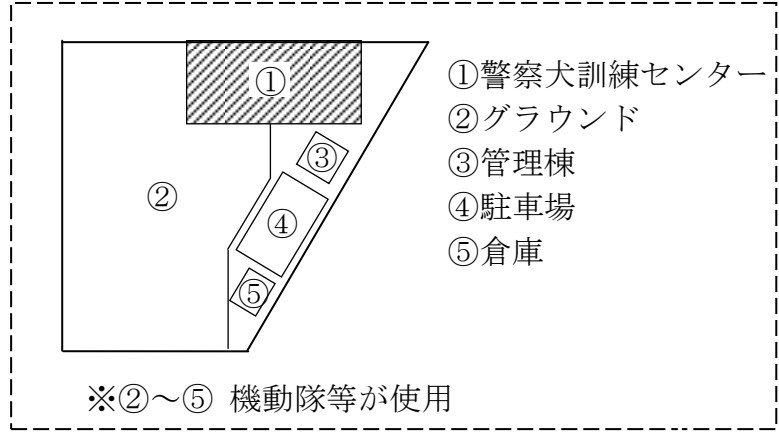


公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>施設名称「警察犬訓練センター」について、公有財産台帳等処理要領第3条の規定に反し、機動隊等が使用している施設を含めて一括して台帳登録されていた。</p> <p>○施設名称「警察犬訓練センター」見取図（平成27年7月1日現在）</p>  <p>①警察犬訓練センター ②グラウンド ③管理棟 ④駐車場 ⑤倉庫</p> <p>※②～⑤ 機動隊等が使用</p>	<p>財産の台帳登録を施設単位で、かつ、施設名称はその施設の用途が明確に分かるものとなるよう速やかに修正されたい。</p> <p>今後は公有財産事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (公有財産台帳) 第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】</b> (目的) 第1条 この要領は、大阪府公有財産規則第15条に規定する公有財産台帳の管理及び公有財産に関する情報の把握について必要な事項を定め、財産の効率的運用に資することを目的とする。 (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、各号に掲げる単位ごとに登録を行う。なお、施設名称はその施設が明確に分かる名称とし、用途を廃止した場合、施設名称の前に「元」をつける。</p>	<p>「警察犬訓練センター」の財産登録については、同センターの財産とそれ以外の財産に切り分けることが困難であり、敷地全体として財産を一括管理する方が効率的であるため、財産を分割せず敷地全体を一つの施設単位と捉えることとした。</p> <p>もともと、施設名称は、「警察犬訓練センター」以外の部分を含み、機動隊等が使用していることに鑑み、台帳上の施設名称を「舞洲警察活動センター」に変更したものである。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）